別紙２

**「くまもと版ふるさとワーキングホリデー」  
受入企業等の募集について**

熊本県では、首都圏をはじめとする県外の若者（大学生等）などを募集し、県内各地域でおおむね２週間～１ヶ月、働きながら地域住民との交流や学びの場などを通じて田舎暮らしを学ぶ「くまもと版ふるさとワーキングホリデー推進事業」を実施します。

つきましては、都市部の若者などの就労を受入れる企業等を次のとおり募集します。

**１　対象企業等**

　　※受入企業等は、原則として次の要件を満たすところが対象となります。

・労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに、参加者に対して正当な賃金を支払うことができること。

・労災保険の加入など必要な手続きを行うことができること。

・その地域の特性を活かした就労体験ができる企業等（例：農林水産業、温泉旅館、物産館等）であること。

・交流イベントや学びの機会を与える場等を企画または紹介し、参加させることができること。

・おおむね２週間から１ヶ月間程度受入れができること。

**２　受入時期・期間**

平成３１年２月上旬～平成３１年３月中旬の間のうち、原則として、おおむね２週間～１ヶ月とします。

なお、県全体の受入目標（３０名以上）のうち、平成３０年８月～９月の期間に２０名の受入を行いましたので、平成３１年２月上旬～３月中旬には、１０名以上受入の予定です。

**３　参加者（就労者）の募集**

参加者（就労者）の募集は、原則として熊本県が企画コンペで選定した綜合企画株式会社（以下「委託業者」という。）が行います。

**４　今後のスケジュール**

11月下旬～ 参加者の募集、説明会等の実施、面接等

12月～１月中旬 受入市町村、受入企業等への説明、受入企業等の受入準備

２月上旬～３月中旬 ふるさとワーキングホリデーの実施

**５　経費について**　※様式や詳細な事項については、別途、受入企業等に周知します。

本事業の経費の負担については、原則として下記のとおりです。下記以外の経費については、関係機関で協議の上、負担者及び委託業者に請求できる経費を決定します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 受入企業等  側の負担 | 参加者  の負担 | 委託業者に  請求できる経費 |
| 参加者の労働賃金 | ○ |  |  |
| 労災保険料 |  |  | ○ |
| 参加者が滞在する際に支払う宿泊費  【１泊当たり3,000円上限】 |  | ○  【上限を超える分】 | ○ |
| 参加者が熊本県内での移動に要する経費  【１人当たり10,000円上限】 |  | ○  【上限を超える分】 | ○ |
| 受入企業等が参加者に対して実施する事前研修等に要する経費  【１人当たり3,000円】 |  |  | ○ |
| 受入企業等が参加者のために準備を要する作業着等の経費  【上限あり要相談】 |  |  | ○ |
| 合同募集説明会や面接会等に要する旅費、謝礼 |  |  | ○ |
| 交流イベント・学びの場等に要する経費（地方公共団体の職員の人件費、飲食費は除く）、謝礼、旅費、会場借上経費（既存のイベント等に要する経費、企画運営費は除く）等 |  |  | ○ |
| 参加者の居住地から本県までの移動に要する経費 |  | ○ |  |
| 参加者の飲食に要する経費 |  | ○ |  |

・各経費の必要額については、事前に委託業者に連絡し、調整のうえ購入等を行ってください。

・請求には、領収書等の証ひょう書類の提出が必要です。

・上記のほか、受入期間中において参加者はイベント保険に加入します。（保険料は、委託業者が支払います。）

**６　申込方法等**

（１）提出書類　(様式１)『くまもと版ふるさとワーキングホリデー』受入企業等申込書

　　　　　　　　(様式２)『くまもと版ふるさとワーキングホリデー』交流イベント等概要

（２）提出先　 熊本県地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班

（３）提出方法　電子メール（fukushima-s-d@pref.kumamoto.lg.jp）により提出

（４）募集〆切　**平成30年11月14日（水）**

**７　問い合わせ**

　熊本県企画振興部地域振興課　担当：福島、吉村

住　所　〒８６２－８５７０

熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号（県庁本館６階）

電　話　０９６－３３３－２１８１

Eメール fukushima-s-d@pref.kumamoto.lg.jp

【Q＆A】

Q１．参加者（就労者）の募集方法は？

A１．参加者の募集については、委託業者が行います。総務省や県のホームページやフェイスブック等による広報の他、大学訪問や、合同説明会などを行い、広く募集します。県及び委託業者で、参加者を確保できるよう仕事内容や交流イベント等の魅力もPRしながら募集を行いますので、受入企業等のホームページなどへの掲載についても御協力いただきますようお願いします。

Q２．参加者の滞在場所に対して支払う経費の具体例を教えてください。

A２．企業等の寮、市町村等所有宿泊施設、民家の借り上げ費用、ホテル等の宿泊施設等を想定しています。旅館業法等に違反することのない施設での宿泊となります。１泊あたり3,000円を上限とし、これを超えた分は原則として参加者負担となります。参加者負担が少ないと募集の際にPRできます。

Q３．参加者の受入にあたり、空き家の改修をしようと思いますが、対象となりますか。

A３．施設整備に係わる経費は対象外となります。

Q４．参加者の飲食費は経費対象となりますか。

A４．原則として、飲食費は参加者の負担となります。

Q５．参加者の研修にあたり、備品を購入したいのですが対象となりますか。

A５．取得単価が１０万円以上かつ使用可能期間が１年以上のもの（備品購入費）は、対象外となります。リースで対応願います。

Q６．交流イベント・学びの場等の具体例を教えてください。

A６．各地域の魅力を知ってもらう内容（例えば地域おこし協力隊・移住者との意見交換会、祭りに参加、従業員との交流会等）を考えております。イベント等の実施は、市町村が地域や受入企業等の協力を得ながら行うことを想定していますが、受入企業等が直接企画、運営して行うことも可能です。参加者が気軽に参加できるようにご配慮願います。

Q７．参加者のマッチング方法はどのようになりますか。また、参加者は選べますか。

A７．参加者のマッチングについては、次の①～③のいずれかによります。

1. 参加者向け説明会に受入企業等のご担当者さまが同行し、説明会会場で参加希望者と面談を行う。
2. 参加希望者が事業所等へ赴き、事業所等で面談を行う。
3. 参加希望者が希望する企業等へ履歴書を送付し、企業等において選考を行う。

なお、参加者の募集の際、性別や年齢制限を設けることはできませんが、応募者の中から採用者を選考することは可能です。

Q８．雇用人数に制限はありますか。

A８．雇用人数に制限はありませんが、県全体の予算枠内で調整させていただく場合があります。なお、平成３０年度は県全体で受入目標を３０名以上としております。

Q９．参加者の了承を得られた場合、１ヶ月を超えて雇用を継続できますか。

A９．県の事業としては最大１ヶ月の雇用となりますので、その期間を超えた後に継続して雇用したい場合には別途ご相談ください。

　Ｑ１０．受入期間（２月上旬～３月中旬）以外の受入は可能ですか？

　Ａ１０．集中的にマッチング・受入を行うため、大学等の長期休暇期間を受入期間として設定しており、原則として受入期間内での受入をお願いすることになります。ただし、繁忙期に人手が欲しいという受入側の希望や農作物の収穫を体験したいという参加者の希望なども想定されるため、実情に応じて対応を検討しますので、別途ご相談ください。